

速報！2020年度税制改正

知っておきたい重要ポイントをズバリ解説！



ひかりアドバイザーグループ
ひかり税理士法人

【ご注意】本レジュメは、2019年12月20日に閣議決定された「2020年度税制改正の大綱」をもとに作成しており、法律として確定したものではありません。対策の立案・実行は専門家にご相談の上、ご自身の責任において実施して頂きますようお願いいたします。

目次

【第1章 個人所得課税】

- 1-1 成長資金の供給と家計の安定的な資産形成支援のための
NISA制度の見直し・延長
- 1-2 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除
- 1-3 配偶者居住権等に係る譲渡所得の取り扱いの明確化
- 1-4 居住用財産の譲渡特例等を適用した場合における
住宅ローン控除の適用要件の見直し
- 1-5 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設
- 1-6 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び
寡婦（寡夫）控除の見直し
- 1-7 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用の見直し
- 1-8 国民健康保険税の見直し
- 1-9 所有者不明土地等に係る固定資産税の
課税上の課題への対応

【第2章 法人税】

- 2-1 オープンイノベーションに係る措置の創設
- 2-2 大企業の研究開発税制等の税額控除の適用要件の見直し
- 2-3 大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の
税額控除の適用要件の見直し
- 2-4 交際費等の損金不算入制度の見直し・延長

- 2-5 特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の
特別償却又は税額控除の創設（5G投資促進税制）
- 2-6 連結納税制度の見直し・グループ通算制度へ移行
- 2-7 グループ通算制度への移行にあわせた単体納税制度の見直し
- 2-8 企業版ふるさと納税の拡充・延長
- 2-9 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の
必要経費算入の特例の見直し・延長
- 2-10 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた
租税回避への対応

【第3章 消費課税】

- 3-1 たばこ税の見直し
- 3-2 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設
- 3-3 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の
仕入税額控除制度等の適正化
- 3-4 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

【第4章 納税環境の整備】

- 4-1 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化
- 4-2 準確定申告の電子的手続の簡素化
- 4-3 納税地の異動があった場合の振替納税手続きの簡素化
- 4-4 利子税・還付加算金等の割合の引下げ



第1章 個人所得課税

第2章 法人課税



1-1 成長資金の供給と家計の安定的な資産形成支援のための NISA制度の見直し・延長



〈特例の概要〉

○ジュニアNISAについては、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を2023年までとする。

○新たなNISAはリスクの低い投資信託などに対象を限定した積立枠（つみたてNISA類似 1階）と、従来通り上場株式などにも投資できる枠（一般NISA類似 2階）の仕組みに改める。原則として、1階部分で積立投資を行った者が2階部分での非課税投資ができる制度になる。

	新・NISA(仮称)(2024年から5年間)	いずれか 選択	つみたてNISA(5年間延長)
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円 ※より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要。 ※例外として、成長資金の供給拡大（特に長期保有の株主育成）の観点から、NISA口座を開設していた者又は投資経験者が2階で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資は不要。		40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間(終了後は「つみたてNISA」への移行可能)		20年間
口座開設可能期間	2023年まで ⇒ 2028年まで (5年間措置)		2037年まで ⇒ 2042年まで (5年間延長)
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等（注） 1階 つみたてNISAと同様 (積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)		積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

(注) レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監視銘柄を投資対象から除外。



1-2 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除



個人が都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合、**下記要件に該当する場合は、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除**することができます。

主な要件

1. **低未利用土地等**であること及び**譲渡後の低未利用土地等の利用**について※**市区町村の長による確認がされたもの**の譲渡であること（配偶者や特別の関係がある者に対する譲渡を除く）
2. 譲渡する低未利用土地等は、その年1月1日において**所有期間が5年超**であること
3. **譲渡価額**がその上にある建物等を含めて**500万円以下**であること
4. 土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行日又は2020年7月1日のいずれか遅い日から2022年12月31日までの間の譲渡であること

【低未利用地のイメージ】

出典：国土交通省



鹿児島県いちき串木野市（土地）
譲渡額 約350万円



三重県津市（土地）
譲渡額 約270万円



1-3 配偶者居住権等に係る譲渡所得の取り扱いの明確化

1.改正の概要

- ① 配偶者居住権等（配偶者居住権又は配偶者敷地利用権）が合意解除や放棄により消滅等をし、その消滅等の対価を取得した場合、譲渡所得として課税されること及びその際の取得費の計算方法が明確化されました。
- ② 相続人が相続により取得した居住建物等（配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等）を、配偶者居住権等が消滅する前に譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上控除する取得費の計算方法が明確化されました。

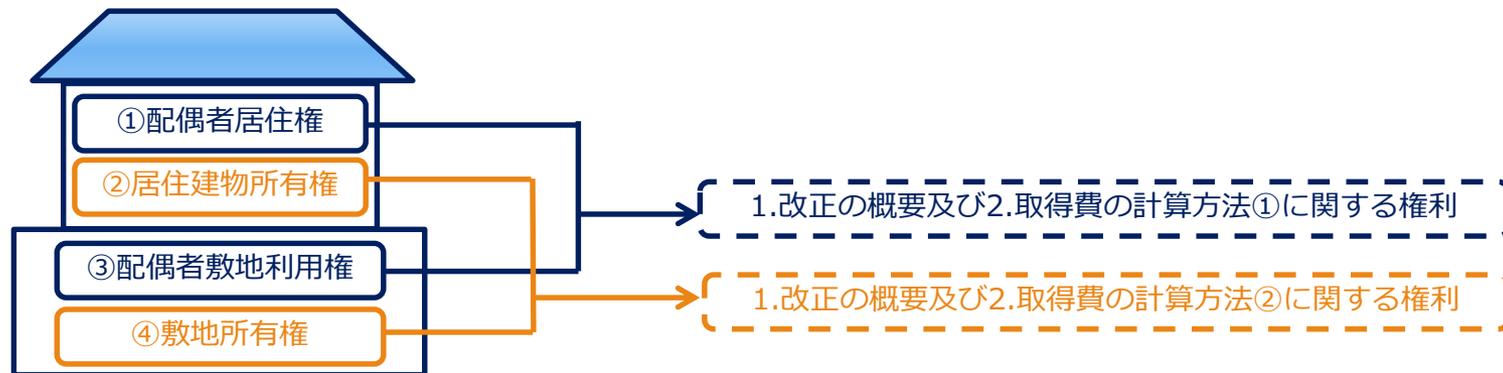
2.取得費の計算方法

- ① 配偶者居住権等の消滅等により対価を得た場合
居住建物等の取得費(※1)×配偶者居住権等割合(※2)－設定から消滅等までの期間にかかる減価の額
- ② 配偶者居住権等が設定されている不動産を譲渡した場合
居住建物等の取得費(※1)－配偶者居住権等の取得費(※3)

(※1)建物については取得の日から設定の日または譲渡の日までの期間にかかる減価の額を控除した金額

(※2) $\frac{\text{設定時における配偶者居住権等の価額に相当する金額}}{\text{設定時における居住建物等の価額に相当する金額}}$

(※3)設定の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除した金額



1-3 配偶者居住権等に係る譲渡所得の取り扱いの明確化【参考】

約40年ぶりの民法（相続関係）の大改正で創設された配偶者居住権（2020年4月1日以後の相続に適用）の評価方法の取扱いが定められました。

▼配偶者居住権とは？

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を終身又は一定期間、無償で使用する権利

▼配偶者居住権の評価方法

配偶者居住権が設定された建物（居住建物）とその敷地は、居住権と所有権をわけて評価します。

① 配偶者居住権

建物の時価 \textcircled{A} - $\textcircled{A} \times \frac{\text{残存耐用年数} - \text{存続年数}}{\text{残存耐用年数}} \times \text{存続年数}$ に応じた
民法の法定利率による複利原価率

- ・ 残存耐用年数 = 所得税法に定める法定耐用年数（住宅用）の1.5倍 - 建築後の経過年数
- ・ 存続年数 = 終身の場合は配偶者の平均余命、その他は定められた年数（配偶者の平均余命を上限）
- ・ 残存耐用年数 - 存続年数がマイナスの場合はゼロとする

② 居住建物所有権

$\textcircled{A} - \textcircled{1}$

③ 配偶者敷地利用権

土地等の時価 \textcircled{B} - $\textcircled{B} \times \text{存続年数}$ に応じた民法の法定利率による複利原価率

④ 敷地所有権

$\textcircled{B} - \textcircled{3}$



1-4 居住用財産の譲渡特例等を適用した場合における住宅ローン控除の適用要件の見直し

1.改正の概要

新規住宅の居住年から3年目に従前住宅を譲渡した場合において、その譲渡について下記の適用を受けるときは、新規住宅について住宅ローン控除の適用ができないこととする。

- ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ④ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

—		2017年		2018年	2019年	2020年		2021年	2022年
新住居		—	取得	居住	居住	居住		居住	住居
※住宅ローン控除特例適用									
旧住所	ケース1	居住	譲渡（譲渡特例等の適用不可）			—		—	—
	ケース2	居住	保有	保有	保有	保有		譲渡（譲渡特例等の適用不可）	
	ケース3	居住	保有	保有	保有	※譲渡（譲渡所得等の適用可能）		—	—

※住宅ローン控除を適用する年（居住の用に供した年）とその前後2年ずつの計5年間は3,000万円の特別控除の適用できないため、3年目に旧自宅を売却するなど控除の適用期間をずらした場合には両方の控除を受けることが可能であった。しかし、今回の改正によって、3,000万円の特別控除の適用をすると住宅ローン控除については適用できなくなる。（新規住宅を取得してから既に適用を受けた住宅ローン控除についても遡及して適用が受けられないこととなるため、過去の所得税申告についても修正申告等が必要となる。

2.適用時期

2020年4月1日以後に従前住宅等の譲渡をする場合について適用されます。



1-5 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設



〈改正の背景〉

国外に所在する中古等建物の貸付けに係る不動産所得の計算について、簡便法により算定された耐用年数が建物の実際の使用期間に適合していないおそれがあると認められ、賃貸料収入を上回る減価償却費を計上することにより、損益通算を行って所得税額が減少する節税スキームが、富裕層を中心に利用されていた。

〈特例の概要〉

○国外中古建物に係る不動産所得を有する場合に、不動産所得の金額の計算上、損失の金額が生じたときは、その国外中古建物の減価償却費に相当する金額は損失が生じなかったものとみなす。

○国外中古建物を売却した場合の譲渡所得の金額の計算上、その取得費から「なかったもの」とみなされた減価償却費に相当する金額は控除しない。「なかったもの」とみなされた減価償却費分だけ、譲渡所得及びそれに係る税負担は小さくなる。

○2021年以後の各年において（取得時期に関係なく）、国外中古建物から生ずる国外不動産所得の損失について適用する。





1-6 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び 寡婦（寡夫）の控除の見直し



〈改正の概要〉

未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

○制度の内容

- ①未婚のひとり親が生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る）を有し、かつ未婚のひとり親の合計所得金額が500万円以下である場合には寡婦（寡夫）控除を適用する。
- ②寡婦（寡夫）の要件について、住民票で事実婚であることが明記されている場合を除く。
- ③寡婦（寡夫）控除の適用について、寡婦（女性）に寡夫（男性）と同じ所得制限（合計所得金額500万円以下）を設ける。
- ④子ありの寡夫（男性）の控除額（改正前27万円）について、子ありの寡婦（女性）と同額（35万円）とする。

適用時期

2020年分以後の所得税について適用されます。

1-7 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用の見直し



1.改正の概要

扶養控除の対象者から、日本国外に居住する親族のうち**30歳以上70歳未満の者が除かれます。**

	改正前	改正後
扶養控除の対象となる国外居住親族	その年の12月31日時点の年齢が16歳以上の者	その年の12月31日時点の年齢が16歳以上29歳以下、70歳以上の者

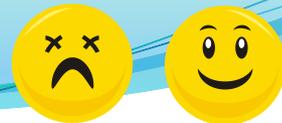
 ただし30歳以上70歳未満の者であっても、以下のいずれかに該当する者については、扶養控除の適用対象者となります。

1. 留学により非居住者となった者
(外国政府等が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留する者であることを証する書類の提出等または提示が必要)
2. 障害者
3. その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
(送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類の提出等または提示が必要)

2.適用時期

2023年1月1日以後に支払われる給与等および公的年金ならびに**2023年分以後の所得税**について適用されます。

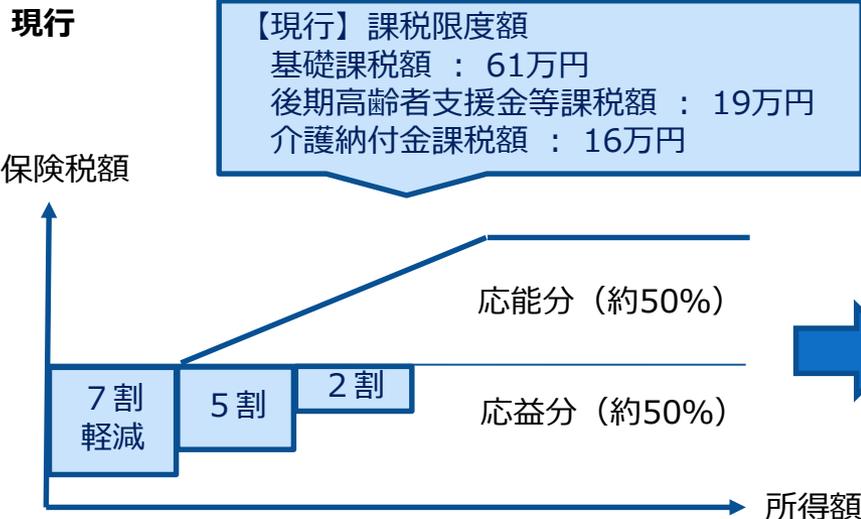
1-8 国民健康保険税の見直し



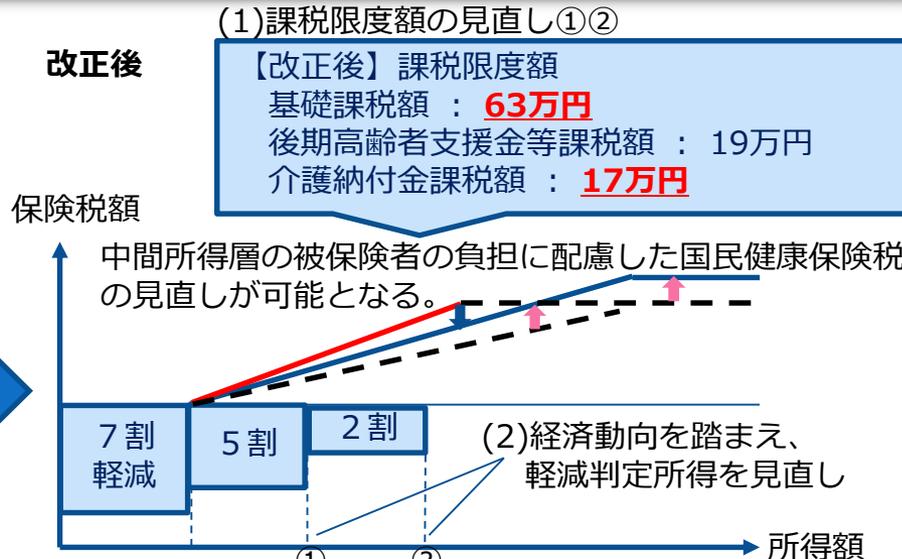
〈見直しのポイント〉

- (1)①基礎課税額に係る課税限度額を**63万円**（現行：61万円）へ。
- ②介護納付金課税額に係る課税限度額を**17万円**（現行：16万円）へ。
- (2)減額の対象となる所得の基準については次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に際し被保険者の数に乗ずる金額を**28.5万円**（現行：28万円）へ。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得に算定に際し被保険者の数に乗ずる金額を**52万円**（現行：51万円）へ。
 - ③軽減判定所得の算定に際し基礎控除額相当分の基準額を**43万円**（現行：33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の受給者の数の合計数から1を減じた数に**10万円を乗じた金額**を加える。（※1）

制度の内容



【現行】軽減判定所得
 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 28万円 × (被保険者数 × 2)
 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 51万円 × (被保険者数 × 2)
 (※1)③の改正は、2021年度分以後に適用する。
 (※2)被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。



【(2)①②改正後】軽減判定所得
 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **28.5万円** × (被保険者数 × 2)
 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **52万円** × (被保険者数 × 2)
 【(2)③改正後】軽減判定所得
 ①②に加え + **10万円**(基礎控除額) + **10万円** × (給与所得者等の数 - 1)



1-9 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応



《制度改正の趣旨》

高齢化に伴う相続の増加で所有者不明の土地等が増えることが予想されており、**固定資産税を払わずに当該土地等を使える不平等な状況に歯止めをかけるため**に創設されました。

《制度改正のポイント》

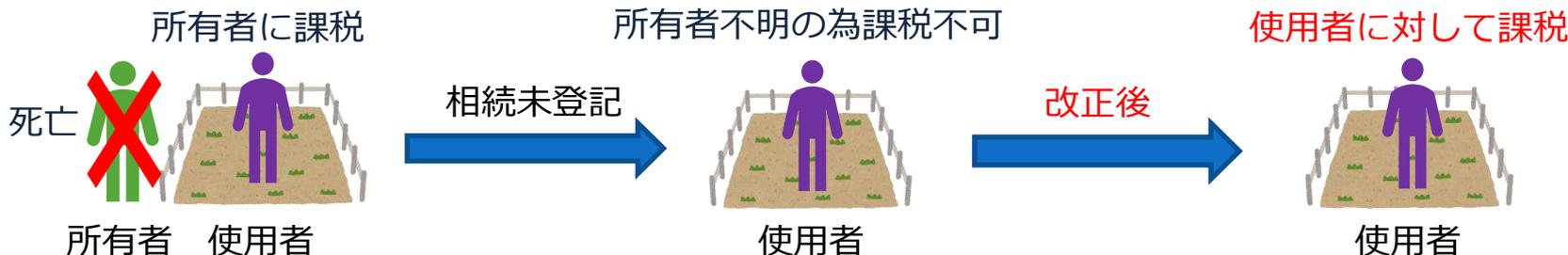
所有者が不明になっている土地にも課税ができるように、市町村は以下の2つを行うことになりました。

① 現に所有している者に、固定資産税徴収に必要な事項の届け出を義務化

登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地等を現に所有している者に、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を届け出させることができるようになりました。
※2020年4月1日以後の条例の施行日後に現所有者であることを知った者について適用されます。

② 使用者を所有者とみなして課税をすること

現に所有している者が一人も明らかにならない場合には、その土地等の使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課税することができるようになりました。
※2021年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。



2-1 オープンイノベーションに係る措置の創設

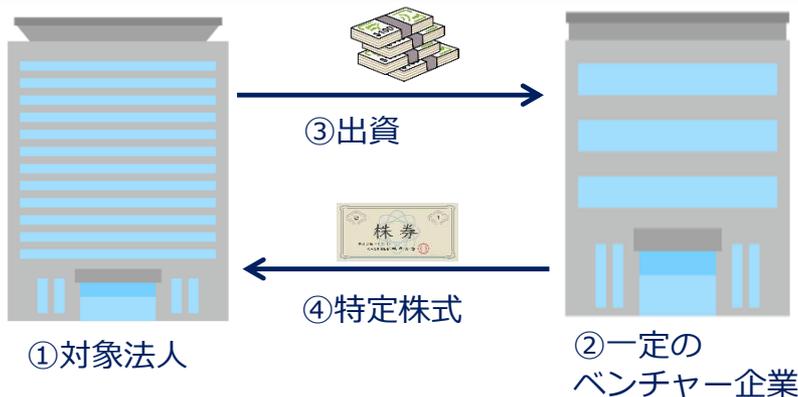


【制度の概要】

対象法人が、一定のベンチャー株式（**特定株式**）を取得し、その取得した日を含む事業年度末まで有し、**特別勘定として経理**したときは、その事業年度の所得金額を上限に、その株式の取得価額の25%以下の金額を**損金算入**できる。**2020年4月1日から2022年3月31日までに取得した特定株式**に適用する。

【背景】

人口減少と少子高齢化が進む中、中長期的な成長のためイノベーションの促進が必要不可欠。そこで、従前の閉鎖的でコストの高い自己開発にこだわることなく、内部資金や技術を有効に活用しイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働して技術革新を進める企業の前向きな行動を税制面で後押しするもの。



①対象法人の要件

- ベンチャー企業に直接又は一定の要件を満たす投資事業有限責任組合を通じて出資を行う国内の事業会社
- 青色申告書を提出する法人
- 特定事業活動を行う法人※

※自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいう

②ベンチャー企業（特別新事業開拓事業者）の要件

- 産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う法人
- 設立後10年未満の株式会社（新規設立を除く） 他

③出資条件

出資による払込金額が1億円以上であること（適用上限あり）

（中小企業者は1,000万円以上、外国法人は5億円以上）

※中小企業者とは資本金又は出資金の額が1億円以下の法人又は資本を有しない法人であれば常時使用する従業員が1,000人以下のものをいう

④特定株式の要件

- 一定の要件を満たす経済産業大臣の証明があること
- 特別新規事業開拓事業者の交付する株式であること 他

2-2 大企業の研究開発税制等の税額控除の適用要件の見直し



企業マインドを変革させ、果敢な経営判断を促す観点から、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も消極的な**大企業**に対し、研究開発税制等の**租税特別措置の適用を停止する措置が強化**されます。

<現行>

概要	<p>大企業(※)が、2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する各事業年度において下記の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、下記の租税特別措置における税額控除を適用することができない。</p> <p>(※)中小企業者又は農業協同組合等以外の法人をいい、中小企業者とは、資本金が1億円以下の法人(同一の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人を除く)、及び資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいう。</p>
適用の要件	<p>①継続雇用者に対する当期の給与等支給額 > 継続雇用者に対する前期の給与等支給額 ②当期の国内設備投資額 > 当期の減価償却費の総額×10%</p> <p>ただし、所得の金額が前期の所得の金額以下の一定の事業年度にあつては、対象外とされる。</p>
対象となる租税特別措置	<ul style="list-style-type: none">・試験研究税制・地域未来投資促進税制・情報連携投資等の促進に係る税制

<改正後>

適用の要件	<p>上記表の適用の要件②を下記の通りとする。</p> <p>②当期の国内設備投資額 > 当期の減価償却費の総額×30%</p>
対象となる租税特別措置	<p>上記表の対象となる租税特別措置に、特定高度情報通信用認定等設備(5G)を取得した場合の特別償却または税額控除制度(仮称)を加える。</p>



2-3 大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の 税額控除の適用要件の見直し



〈制度の概要〉

青色の適用要件のうち、国内設備投資に関する要件について、国内設備投資額が「当期償却費総額の**90%以上**であること」から、「当期償却費総額の**95%以上**であること」に改正されました。

申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、適用要件を満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%相当額の法人税額の特別控除ができることとされています。

項目		改正前	改正後
適用要件	賃上げに関する要件	① 適用年度の雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額	//
		② 適用年度の1人当たりの平均給与 \geq 前期の1人当たり平均給与×103%	//
	設備投資に関する要件	適用年度の国内設備投資額 \geq 適用年度の減価償却費総額× 90%	適用年度の国内設備投資額 \geq 適用年度の減価償却費総額× 95%



2-4 交際費等の損金不算入制度の見直し・延長



交際費等の損金不算入制度の適用期限が**2年**延長され、**2022年3月31日**まで適用となりました。また、交際費の損金算入の特例について、見直しが行われました。

交際費等の損金算入の特例は以下のとおりであり、このうち①について見直しが行われました(特例適用にあたっては、中小法人は①・②の選択適用、中小法人以外は①のみになります)。

① 接待飲食費の50%の損金算入の特例

接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人から、その**資本金の額等が100億円を超える法人**が除外されることとなりました。

② 中小法人の定額控除限度額（年800万円）までの損金算入の特例

2-5 特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設（5G投資促進税制）



一定の青色申告法人が、「特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）」に基づき、一定の設備（いわゆる**5G設備**）投資を行った場合には、**特別償却又は税額控除**ができる制度が創設されます。

適用要件	<p>①青色申告書を提出する法人</p> <p>②一定のシステム導入を行う「特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）」の「認定特定高度情報通信等システム導入事業者（仮称）」に該当すること <small>※「一定のシステム導入」とは、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の認定導入計画（仮称）に従って実施される同法の特定高度情報通信等システム（仮称）の導入で、その早期の普及を促すものであってその供給の安定性の確保に特に資するものとして基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものをいう。</small></p> <p>③対象資産の取得等をし、国内にある事業の用に供すること</p>	
対象資産	<p>①対象資産：特定高度情報通信用認定等設備 <small>※「特定高度情報通信用認定等設備」とは、その法人の認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産で、一定のシステム導入の用に供するための一定のものをいう。</small></p> <p>②取得期間：「特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）」の施行の日から2022年3月31日までの間</p>	
税制措置内容 (選択適用)	特別償却	税額控除
	取得価額×30%	取得価額×15% （法人税額×20%上限）
その他留意点	<p>①法人住民税、法人事業税の取扱いについて 特別償却を選択適用した場合は、法人住民税、法人事業税に適用 税額控除を選択適用した場合は、中小企業者等に係る法人住民税にのみ適用（大法人、中小法人等に係る法人住民税には適用なし）</p> <p>②固定資産税について 新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、最初の3年間の課税標準を価格の2分の1とする特例措置が2022年3月31日まで講じられます <small>※固定資産税の特例措置については、上記の法人税の特例とは、異なる適用要件が定められています。</small></p>	



2-6 連結納税制度の見直し グループ通算制度への移行



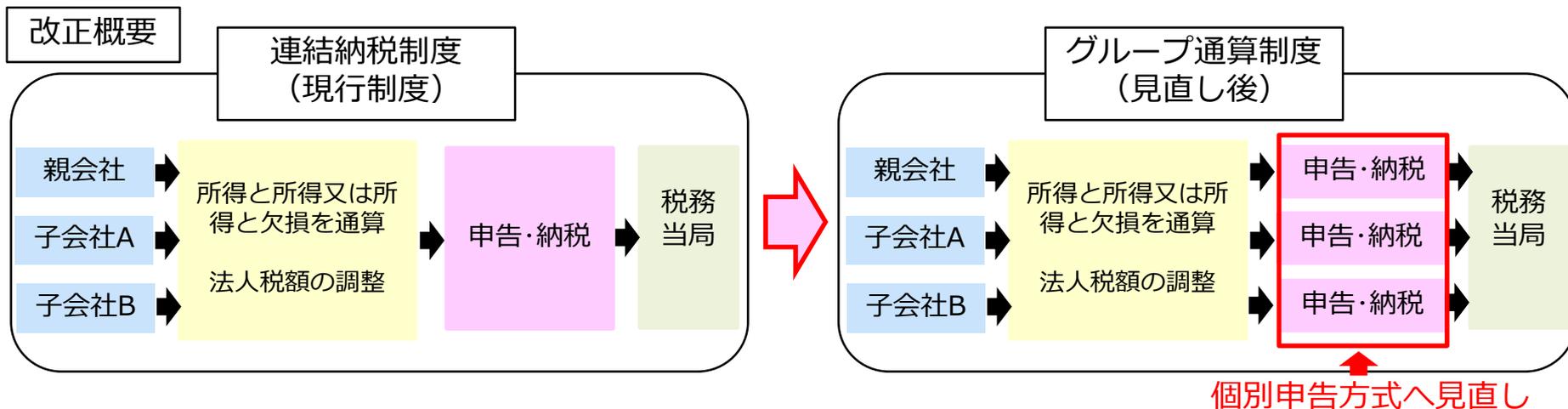
1. 改正の概要

連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行する。

事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持しつつ、親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直しを行う。

この際、機動的な事業再編を後押しするため、**グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切り捨ての対象を縮小**するなどの見直しを行う。

また、グループ経営の実態に即した税制とするため、**研究開発税制や外国税額控除等、グループ内で活用されるべき税制措置の取り扱いや、既存の連結納税適用グループの親会社繰越欠損金の取り扱いは維持**する。



2. 適用時期

2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。



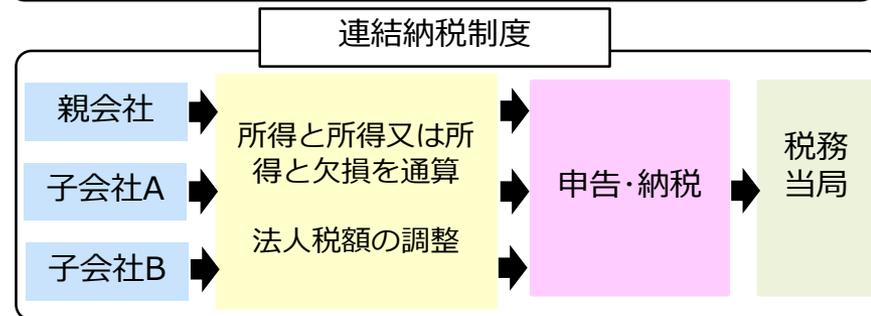
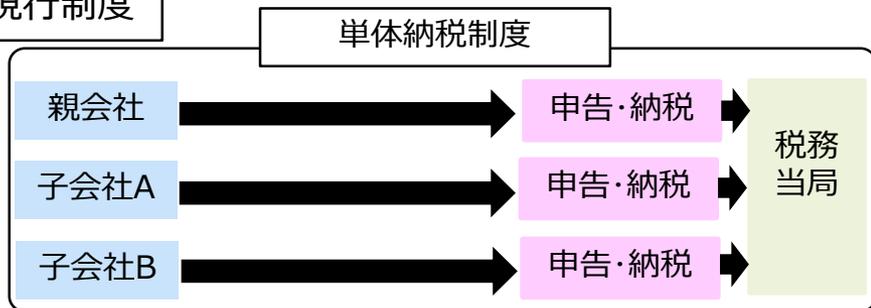
2-6 連結納税制度の見直し グループ通算制度への移行



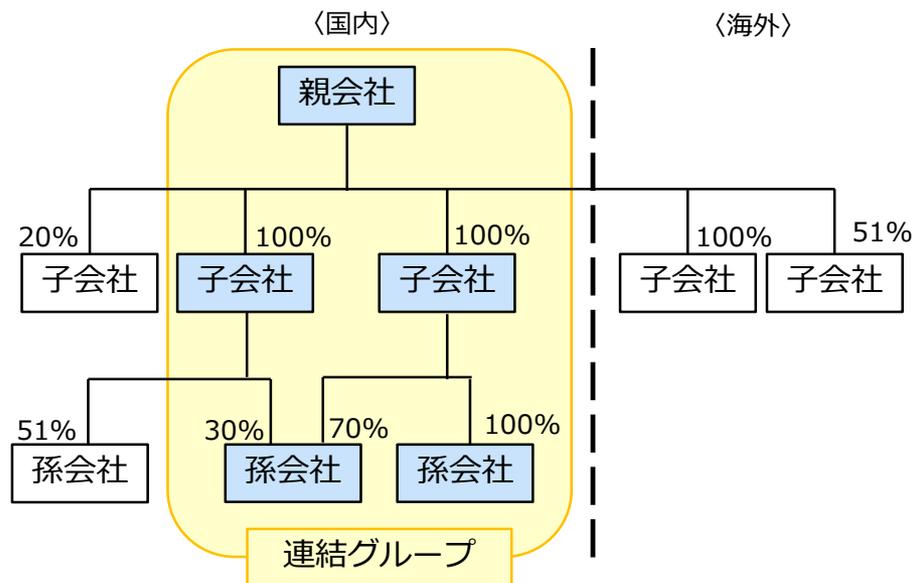
○連結納税制度の概要

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 親会社と、それが直接又は間接に100%の株式を保有するすべての子会社（外国法人を除く） 選択制（一旦選択した場合は、原則として継続して適用）
申告・納付	<ul style="list-style-type: none"> 親会社が法人税の申告・納付（子会社は連帯納付責任を負い、個別帰属額等を提出）
所得、税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 連結グループ内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行い連結税額を算出 税率は、23.2%
時価評価課税 ・欠損金の制限	<ul style="list-style-type: none"> 連結納税の開始又は連結グループへの加入時に、原則として、開始時の子法人及び加入法人の資産を時価評価 開始・加入前に生じた子法人の欠損金は、原則、切り捨て 一定の子法人については、時価評価課税及び欠損金切り捨ての対象外

現行制度



連結納税制度の対象範囲





2-7 グループ通算制度への移行にあわせた単体納税制度の見直し



【概要】グループ通算制度への移行にあわせて、単体納税制度で次の見直しが行われます。

項目	内容	改正前	改正後
受取配当等の 益金不算入	関連法人株式等の 控除負債利子の計算	原則法または簡便法	関連法人株式等の配当×4% (その事業年度に支払う負債利子 ×10%を上限)
	関連法人株式等と 非支配目的株式等の判定	各法人の保有割合で 判定	100%グループ内の法人全体の 保有割合で判定
寄附金の 損金不算入	損金算入限度額の計算に おける資本基準額	税務上の資本金等の 額	会計上の資本金の額と資本準 備金の額の合計額
貸倒引当金	一括評価金銭債権の 設定対象になる金銭債権	100%グループ内の法 人間の金銭債権を含 む	100%グループ内の法人間の 金銭債権を除外
資産の譲渡 に係る特別 控除	収用換地等があった場合の 定額控除限度額(年5,000万 円)	各法人ごとに除限度 額まで利用可	100%グループ内の法人全体で 限度額まで利用可能

【適用時期】 **2022年4月1日以後**開始する事業年度から適用する。

2-8 企業版ふるさと納税の拡充・延長



〈改正の概要〉

企業版ふるさと納税は、青色申告書を提出している法人が、2020年3月31日までの間に特定寄附金(認定地方公共団体に対して、その認定地方公共団体が行った、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金)を支出する場合に適用できる制度である。

今回、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点からの改正で、具体的には、現在の減税の割合が寄付額の約6割が上限となっていたのを、**約9割まで引き上げられる**。また、**適用期間も5年間(2025年3月31日まで)延長**される。

さらに、現在は認定地方公共団体が事業を行い、その事業費を確定させた後に支出する寄附金が対象であったが、今回、**事業費の確定前に支出する寄附金も対象**になり、より寄附しやすくなる。

寄附金支出額	現行	国税+地方税 (約3割)	①法人住民税 +②法人税 (2割)	③法人 事業税 (1割)	企業負担 (約4割)
		損金算入による通常の軽減	税額控除による軽減		税額控除による軽減 (3割) 拡充
	改正後	国税+地方税 (約3割)	①法人住民税 +②法人税 (4割)		③法人事業税 (2割) 企業負担 (約1割)

※ 税額控除の軽減額に対して、各税目ごとに控除額の上限が以下のように定められている。

- ①法人住民税：法人住民税の法人税割額×20%
- ②法人税：法人税額×5%
- ③法人事業税：法人事業税額×20%



2-9 中小企業者等の少額減価償却資産の

取得価額の必要経費算入の特例の見直し・延長



▽現行・・・青色申告書を提出する中小企業者等が、**2020年3月31日**までに取得した**取得価額30万円未満**の減価償却資産は、**合計300万円**を限度に**即時償却(全額損金算入)**することが認められています。



▽**適用期限の延長**・・・適用対象者を見直した上で、**適用期間が2022年3月31日取得まで**延長されます。

▼現行の適用対象者とは？

青色申告書を提出する**中小企業者等**が該当します。

中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で、次の(1)及び(2)の法人をいいます。

- (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次のいずれにも該当しない法人
 - ① 同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
 - ② 複数の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人
- (2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が**1,000人以下**の法人
ただし、2019年4月1日以後に開始する事業年度において、前3事業年度の平均所得金額が15億円を超えるもの（適用除外事業者）を除きます。



▼適用対象者の見直し(縮小)

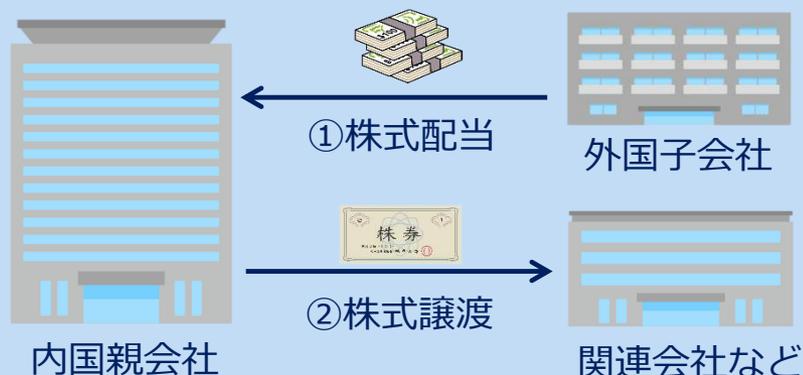
適用対象者から下記の中小企業等が除かれます。

- ・ **連結法人**
- ・ **常時使用する従業員の数が500人以下 (現行は1,000人以下)**

2-10 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を

組み合わせた租税回避への対応

▼改正前のスキーム



①株式配当

日本の親会社が、外国子会社の発行済株式等の25%以上の株式等を配当等の支払義務が確定する日以前6月以上継続保有している場合、**外国子会社配当益金不算入制度により配当金の95%が益金不算入とされる。**

②株式譲渡

日本の親会社では、配当により時価が下落した**外国子会社の株式の譲渡損失が生じる。**

▼改正の概要

配当決議日に特定支配関係（50%超の支配関係）を有する**特定関係子法人から受け取る配当等の額が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、対象配当金額のうち益金不算入相当額を、特定関係子法人の株式等の帳簿価額から引き下げる**こととする。

▼適用除外

- ① 特定関係子法人が内国普通法人で、法人設立から特定支配関係が生じるまでの間発行済株式の総数等の90%以上を内国普通法人等や居住者に保有されていた場合
- ② 特定支配関係の発生後に生じた利益剰余金から行われた配当
- ③ 特定支配関係の発生日から10年を経過した日以後の配当
- ④ 事業年度中の対象配当金額が2,000万円以下の場合



第3章 消費課税

第4章 納税環境の整備



3-1 たばこ税の見直し



葉巻たばこの一種「リトルシガー」に対するたばこ税について、紙巻たばこと似た商品にもかかわらず税負担に差があり、問題視されていました。そこで、課税の公平性の観点から、2020年10月1日から葉巻たばこに係る「**国及び地方のたばこ税の課税方式**」について、次の通り見直しを行うことになりました。

<改正の内容>

①課税方式の見直し

軽量な葉巻たばこ 1本 = 紙巻たばこ 1本分 として換算

※「軽量な葉巻たばこ」とは、**1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこ**をいいます。

②課税方式の経過措置

激変緩和の観点から、**1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこ**に限り、同日から2021年9月30日までの間については下記の通り経過措置が設けられています。

葉巻たばこ 1本 = 紙巻たばこ 0.7本分 として換算

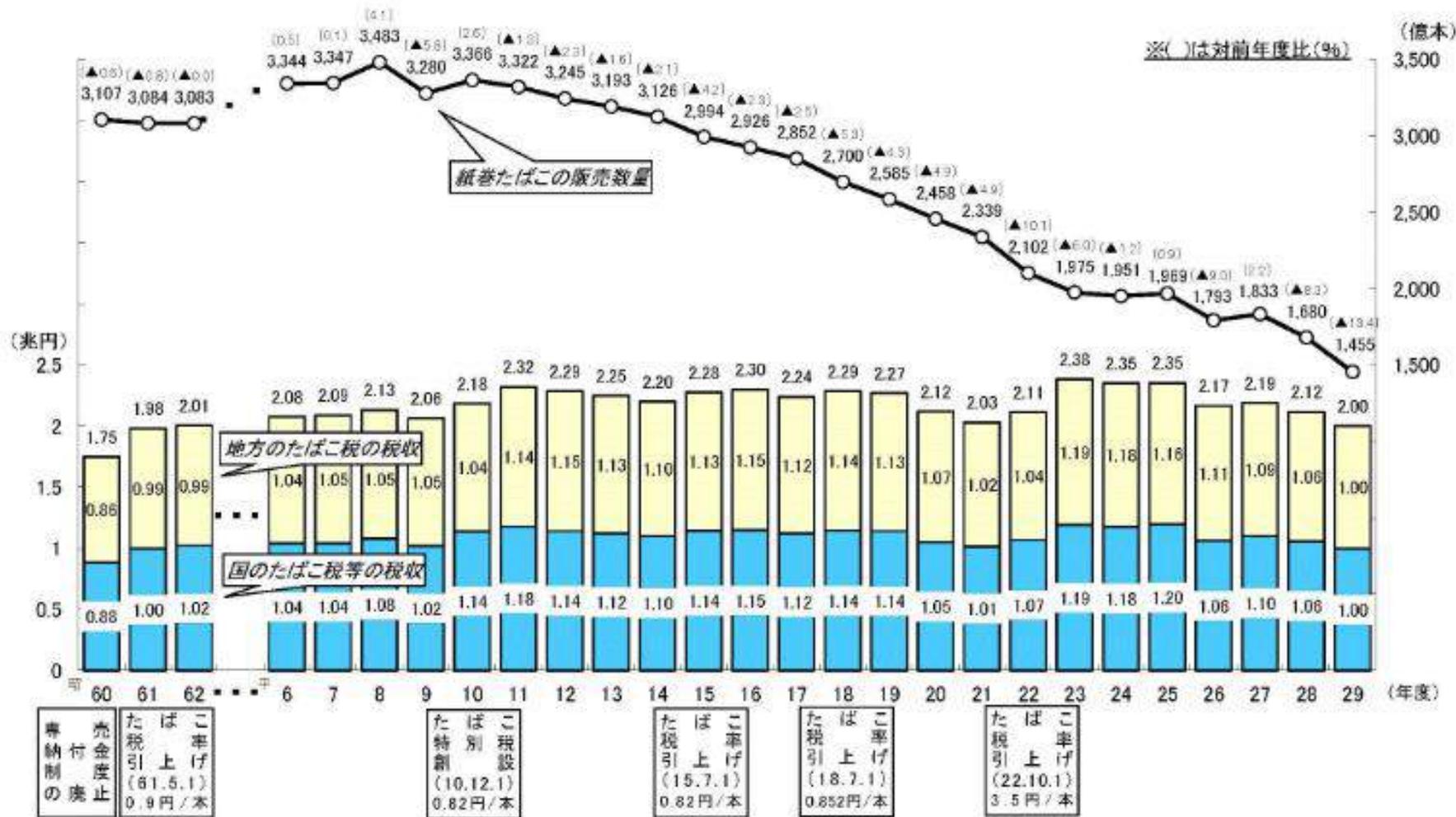




3-1 たばこ税の見直し（参考資料）

たばこ税等の税収と紙巻たばこの販売数量の推移

（財務省HPより引用）



3-2 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

新設!

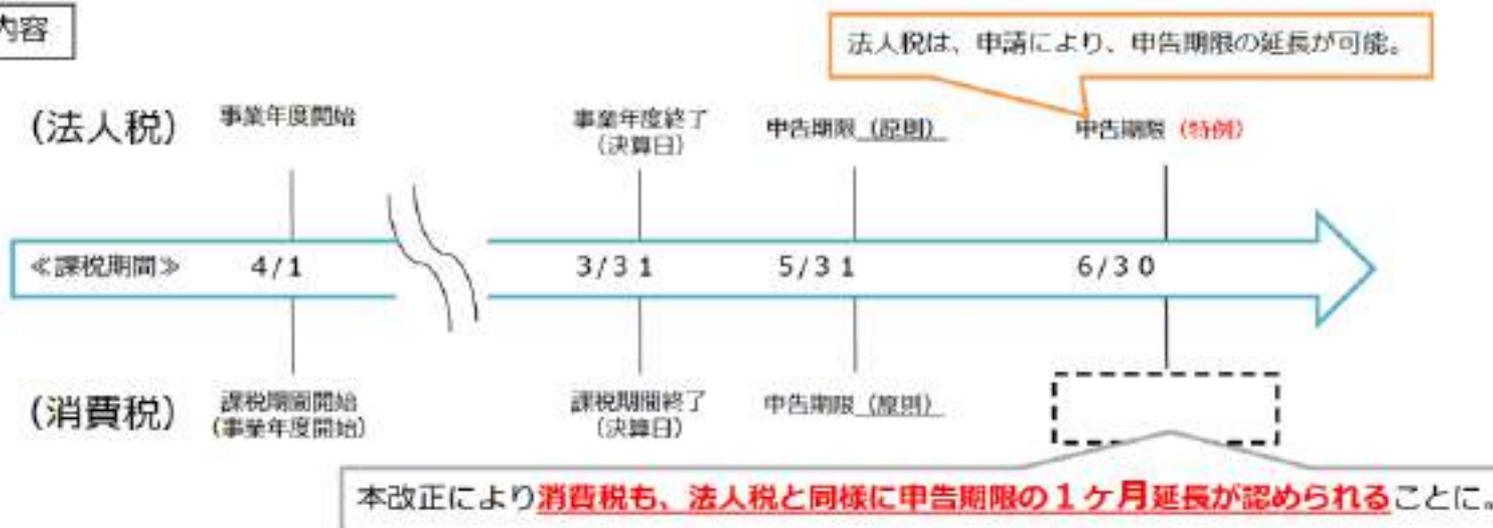


法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人は、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、**消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限を1ヶ月延長することができることになりました。**

提出期限の延長は、届出書の提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る確定申告書について適用されます。本税と合わせて、延長された期間に係る利子税の納付が必要となります。この改正は、2021年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。

働き方改革関連法が順次施行される中、企業には非効率な業務プロセスの見直し等を行い、より一層従業員の生産性を向上させるための取組みが求められています。企業の事務負担の軽減を図る観点から、本特例が創設されました。

改正内容



経済産業省「2020年度
経済産業関係 税制改正について」より引用



3-3-1 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

〈改正の背景〉

住宅の貸付けは、消費税が課税されない非課税取引です。そのため、賃貸住宅を購入した際に支払う消費税は、仕入税額控除の対象となりません。ところが、金の売買取引などを繰り返すことで課税売上割合を上げ、消費税の還付を受けるというスキームが散見されました。そこで、**1,000万円以上の居住用賃貸建物については、仕入税額控除を認めない**こととなりました。

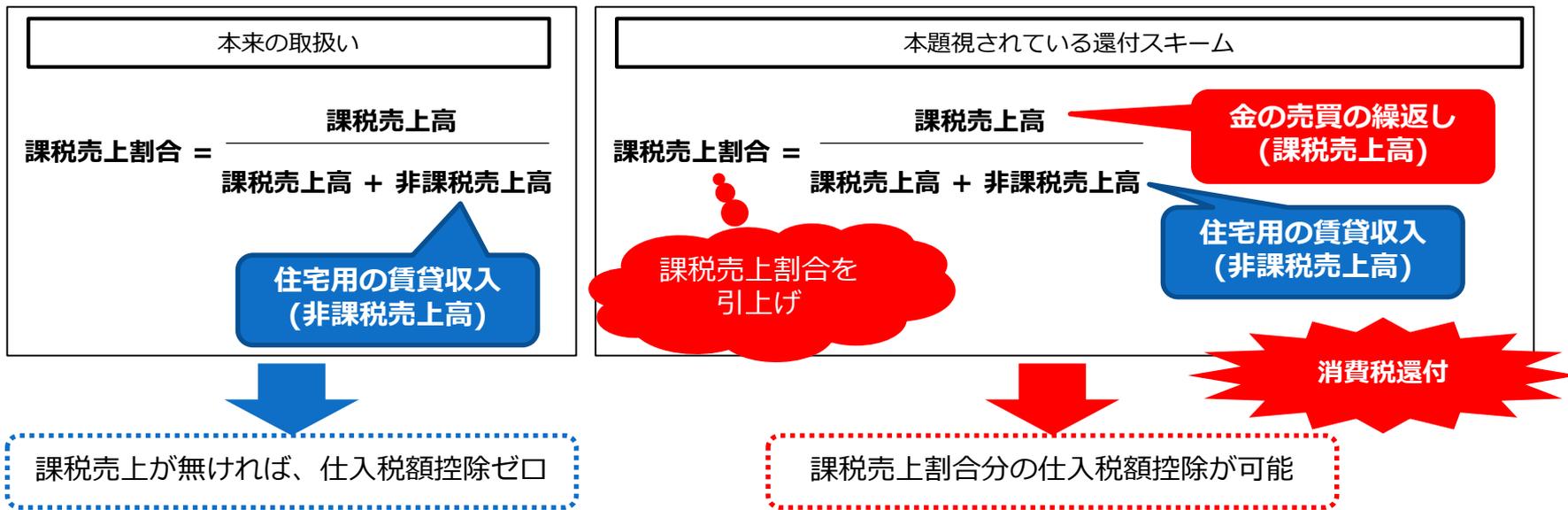
〈改正の内容〉

(1) 仕入税額控除制度の見直し

① 1,000万円以上の居住用賃貸建物については、**仕入税額控除の適用は認められません。**

ただし、賃貸用ではない部分については、仕入税額控除の対象とされます。

※ 賃貸用でない部分・・・無償で社員寮として使用するために取得した建物、販売用に取得した建物など



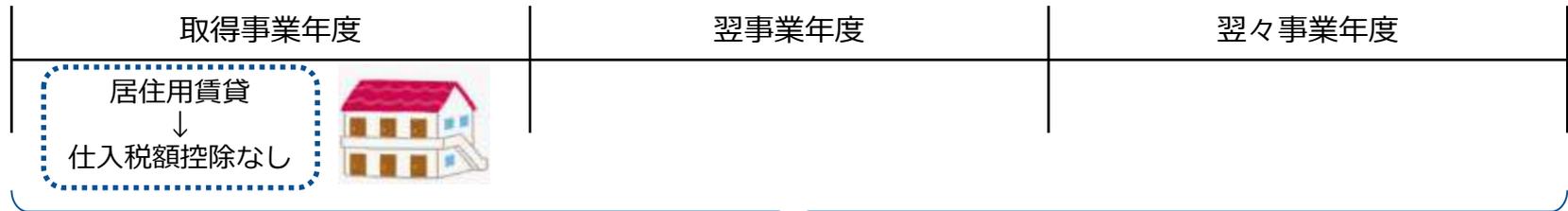


3-3-2 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

〈改正の内容〉

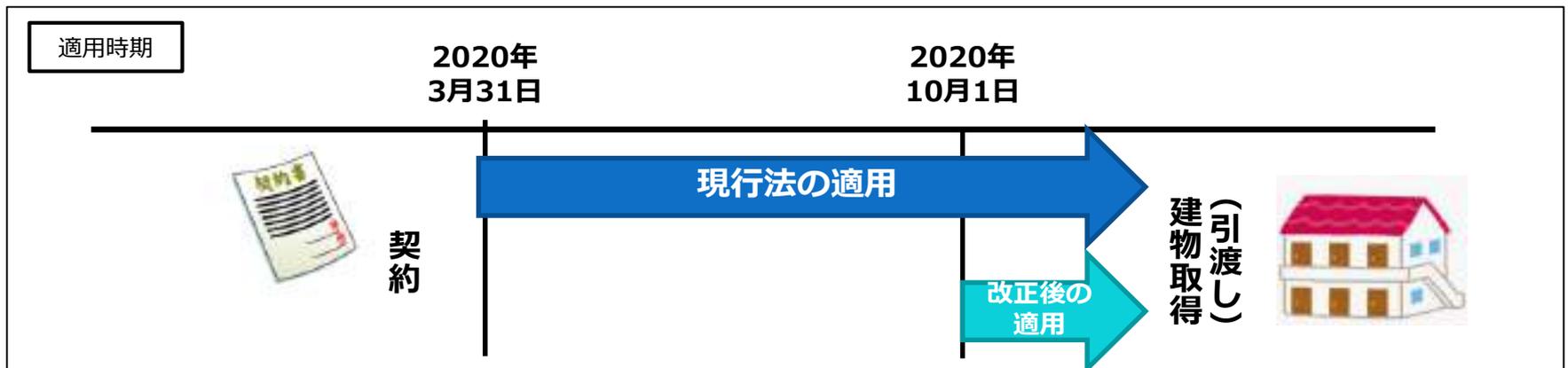
(1) 仕入税額控除制度の見直し (続き)

② ①により仕入税額控除の適用が認められなかった居住用賃貸建物を、一定期間内(注)に、住宅以外の貸付または譲渡した場合には、それまでの貸付けの実績などに応じて計算した額を**仕入控除税額に加算して調整**します。



この期間中に、住宅以外(店舗など)の貸付に変更した場合
または譲渡した場合には、仕入税額控除の調整計算をします

(注)一定期間内とは、その取得の日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までをいいます。





3-3-3 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

〈改正の内容〉

(2) 消費税の非課税取引となるかどうかの判定方法の変更

非課税取引となる住宅の貸付は、契約で住宅用と明記されている場合に限られていましたが、改正により、契約で明記されていなくても、**建物の状況などから住宅用であることが明らかと判断される場合には、消費税が非課税**となります。



(3) 納税義務の免除・簡易課税制度の選択の制限する措置の補完

免税事業者であった期間中に取得した1,000万円以上の高額特定資産である棚卸資産について、「納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産の消費税額の調整」を受けたときは、その調整措置を受けた課税期間から**3年間、免税事業者・簡易課税制度への変更ができなくなります**。

高額特定資産の購入	1年目	2年目	3年目
免税事業者	課税事業者 (原則) ※前提	課税事業者 (原則) ※ 強制	課税事業者 (原則) ※ 強制



高額特定資産購入、
期末棚卸資産に計上

期首の棚卸資産(高額特定資産)
について、消費税額の調整



3-4 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

免税販売手続が可能で一定の基準を満たす自動販売機を設置した場合、その自動販売機の設置に関する免税店の許可については、人員の配置を不要とする措置が講じられます。

制度開始時期（予定）2021年10月1日から

(現行)



(追加)



自動販売機で行う場合
の手続の一例

- パスポートの本人確認
→顔認証機能で代替
- パスポート情報の読取
→文字認識機能で代替

【許可要件】

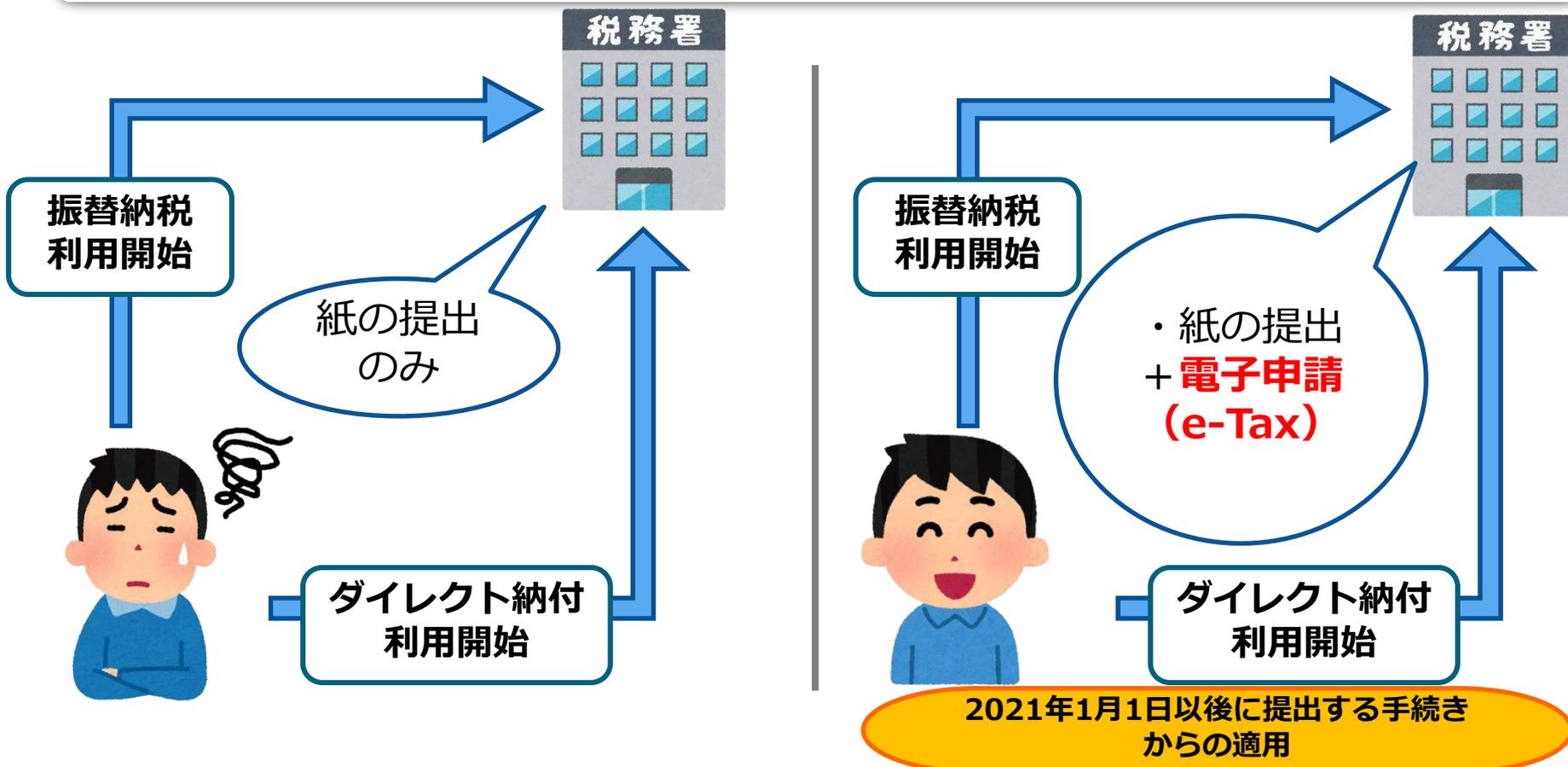
免税販売を行うための人員の配置等が必要

人員の配置等が不要になります

4-1 振替納税の通知依頼及び ダイレクト納付の利用届出の電子化



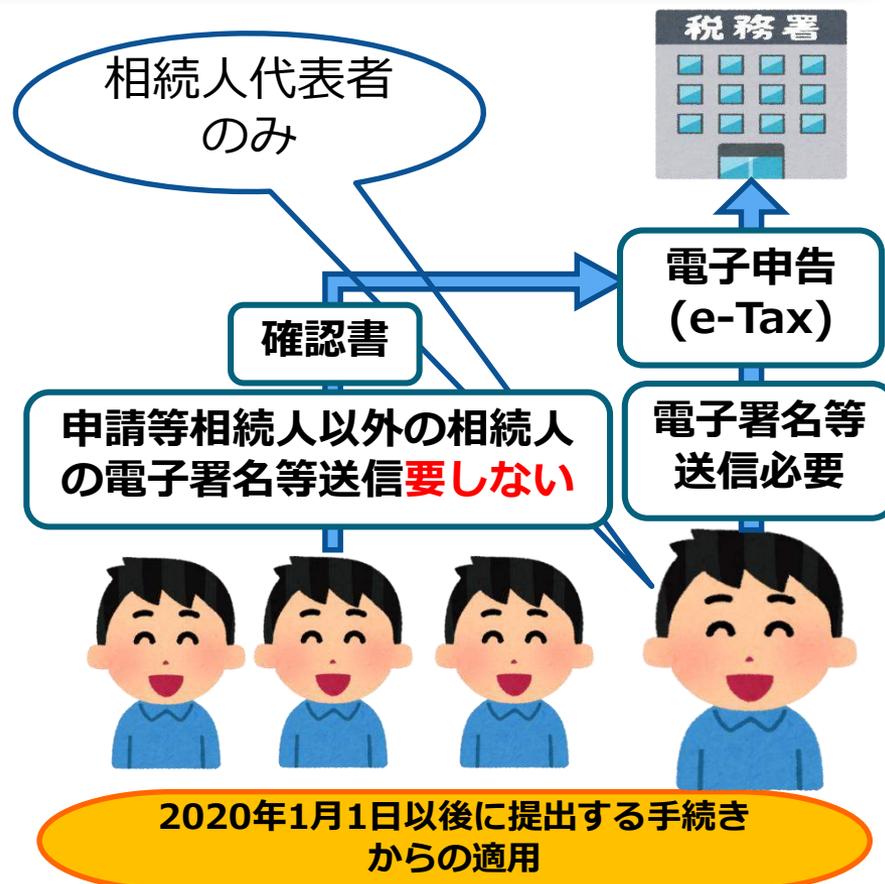
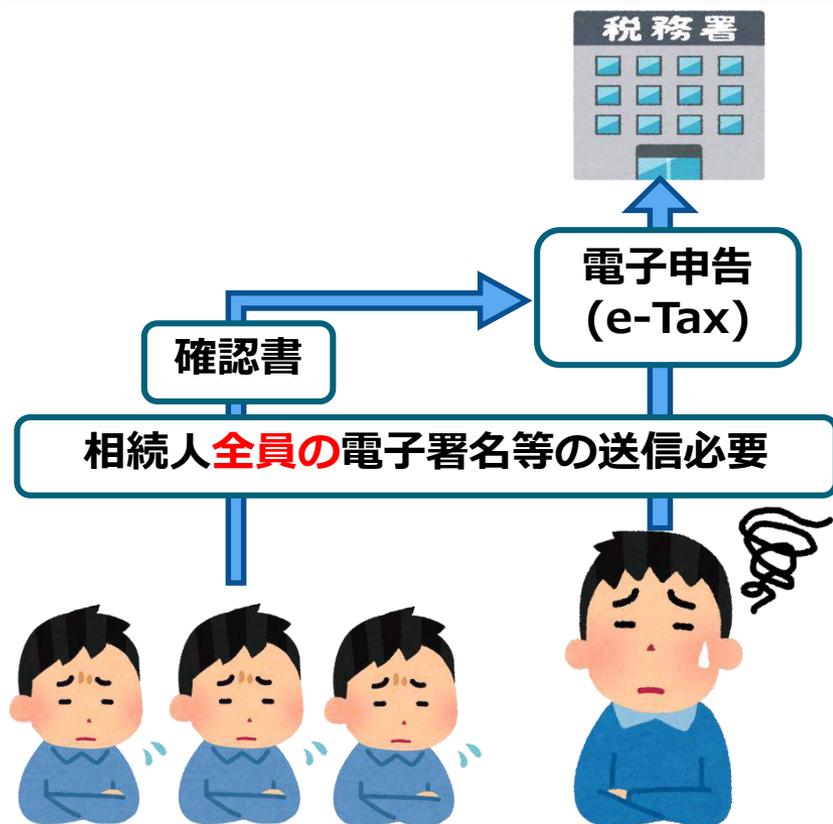
納税者の利便性向上の観点から、個人が税金の納付を口座引落にしたい場合（「振替納税」と「ダイレクト納付」）に提出することとなる開始届出書を、**紙提出に代えて電子申告（e-Tax）による提出も可能**となります。



4-2 準確定申告の電子的手続の簡素化



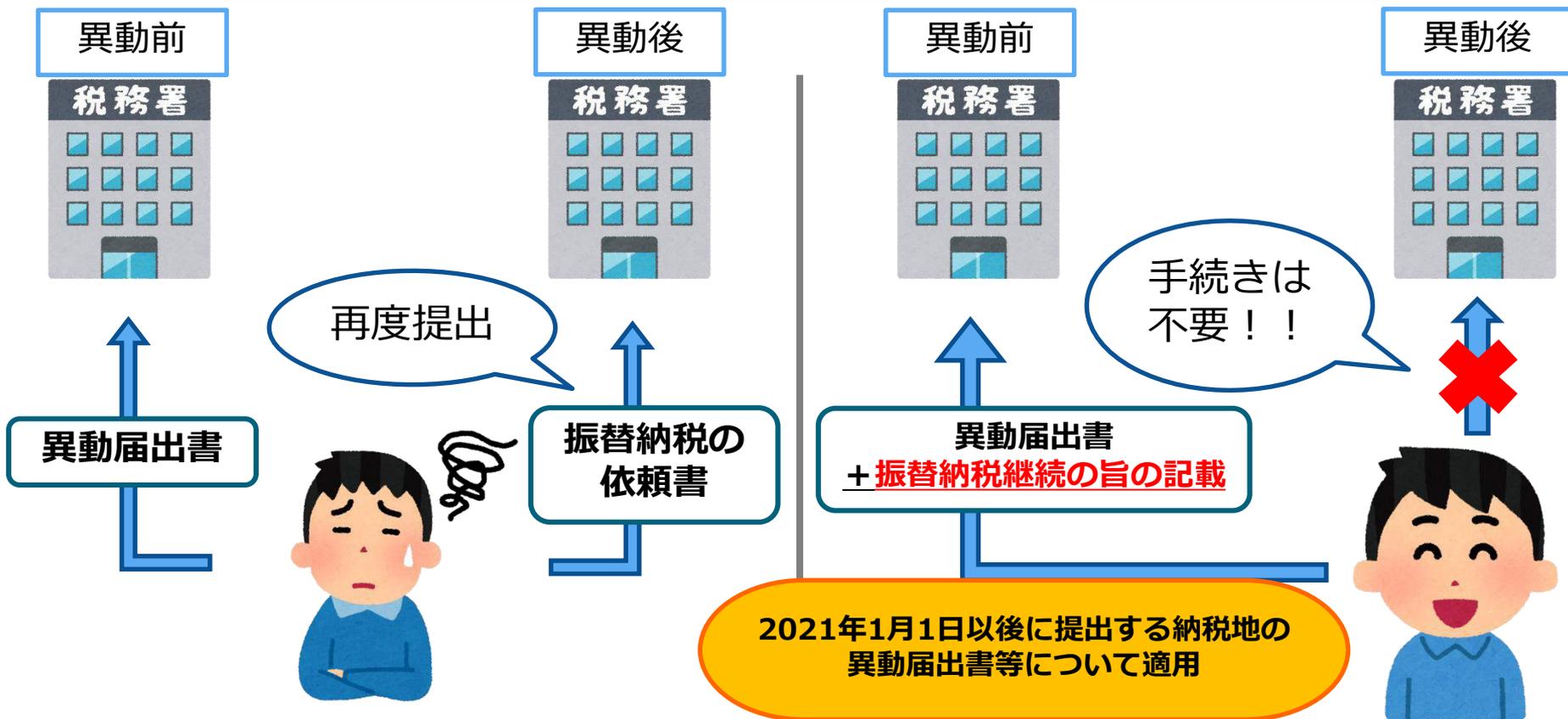
申告手続きの簡素化を進めるため、亡くなられた方の確定申告（準確定申告）を相続人代表者が電子申告（e-Tax）する場合、**申請等相続人以外の相続人**の確認書に電子署名及び電子証明書の送信は**不要になります**。



4-3 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化



振替納税を行っている個人が他の税務署管内へ納税地を異動した場合、その個人が提出する納税地の異動届出書等に、その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載したときは、**振替納税の依頼書を改めて提出することを不要**とし、異動後の税務署でも振替納税の継続を可能とします。





4-4 利子税・還付加算金等の割合の引下げ



加算金について

7年ぶりの
引下げ!

1.改正の概要

利子税・還付加算金等の割合について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げが行われます。

利子税特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合、特例基準割合（改正前）が年7.3%未満の場合に、次のように引下げられます。

【1】① ②以外の利子税

【改正前】「平均貸付割合(※1)+年1%」(特例基準割合)

【改正後】「平均貸付割合(※1)+年0.5%」(利子税特例基準割合)

② 相続税及び贈与税に係る利子税

【改正前】「利子税の割合(年割合)×特例基準割合÷年7.3%」

【改正後】「利子税の割合(年割合)×利子税特例基準割合÷年7.3%」

【2】納税の猶予等の適用を受けた場合の延滞税(延滞税の全額が免除される場合を除く)

【改正前】「平均貸付割合(※1)+年1%」(特例基準割合)

【改正後】「平均貸付割合(※1)+年0.5%」(猶予特例基準割合)

【3】還付加算金

【改正前】「平均貸付割合(※1)+年1%」(特例基準割合)

【改正後】「平均貸付割合(※1)+年0.5%」(還付加算金特例基準割合)

※1 定められた計算式で得た割合として、財務大臣が告示する割合をいいます。

延滞税は、納税猶予の場合のみ。それ以外の延滞税は早期納付を促すため、現行の通り!

利子税・還付加算金等の割合は、
【現行】 1.6%
【改正後】 1.1%
に引下げられます!

2.適用時期

2021年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。